

第2回アリモドキゾウムシ対策検討会議の概要 (令和5年8月24日開催)

本検討会議においては、静岡県浜松市で確認されているアリモドキゾウムシについて、事務局からこれまでの発生状況及び防除対策の実施状況等を報告の上、緊急防除の解除の可否について検討が行われ、4の方針により対応することが妥当とされた。

1. アリモドキゾウムシの発生状況について

浜松市内の計403地点でフェロモントラップによる調査を実施した結果、前回の検討会議(昨年12月21日)以降、12月22日に1地点1頭、本年3月16日に1地点2頭、6月8日に1地点1頭の雄成虫の誘殺が確認された。

6月9日、前日の誘殺地点周辺の寄主植物を確認したところ、土手においてさつまいも残渣が認められ、切開調査の結果、雌成虫2頭が確認された。当該地点は、3月末までに寄主植物除去を完了したものの、さつまいも残渣が認められたことから、さつまいもの取り残しが原因と考えられた。さつまいも残渣は速やかに除去され、その後、本虫は確認されていない。

なお、8月上旬までに23地点のトラップから計471頭の本虫の誘殺が確認されているが、誘殺は令和4年10月下旬から11月中旬に集中しており、誘殺地点も一部地域の限られた範囲内に偏っていた。

2. 防除対策の実施状況について

(1) 令和4年産さつまいもの廃棄

本虫のまん延を防止するため、誘殺地点から半径1km円を含む道路等で区切られた区域(以下、「発生区域」という。)において、令和4年に生産されたさつまいも計21.5トン焼却処分により廃棄した。

(2) 発生区域内における寄主植物除去

第1回検討会議において、学識経験者から、寄主植物除去は、アリモドキゾウムシの活動が鈍化している冬の時期に完了させるよう意見があったことを踏まえ、発生確認当初の時期に寄主植物が確認された258地点のうち、3月末までに175地点の寄主植物の除去を完了した。

4月以降、新たに寄主植物が確認された地点もあり、計420地点(3

月末までに除去が完了した地点を含む。) となったところ、寄主植物の所有者等の特定や除去の了解を得るのに時間を要したが、7月末までに計 420 地点すべてにおいて寄主植物の除去を完了した。

(3) 寄主植物の作付け禁止

第 1 回検討会議の審議を経て決定した緊急防除の措置の内容の一環として、本年 3 月 19 日以降、発生区域内において、さつまいも等の寄主植物の作付けを禁止した。(生産者 100 戸、27.8ha)

(4) 寄主植物の移動の禁止

同じく、緊急防除の措置の内容の一環として、3 月 19 日以降、発生区域から発生区域外へのさつまいも等の寄主植物の移動を禁止した。

一方、発生区域外で生産された寄主植物であって、本虫の付着を完全に防止できる汚染防止措置が行われ、植物防疫官により確認された旨の表示がこん包になされているものについては、移動禁止の対象に該当しないものとして取り扱った。

3. 侵入原因特定調査の結果について

(1) 系統解析

第 1 回検討会議において、浜松市で採取されたアリモドキゾウムシの個体は、大洋州及び小笠原諸島の個体と相同性が高いことについて報告したところ、学識経験者から、過去に緊急防除を実施した地域で採取した個体や輸入検査で発見された個体についても系統解析を行い、比較・分析を行うよう指摘があった。この指摘を踏まえ、保存されていたアリモドキゾウムシ成虫の系統解析を実施した結果、東アジアからの植物の輸入検査において発見された個体は、昨年 10 月に浜松市で採取された個体同様に、大洋州及び小笠原諸島の個体と相同性が高いことが新たに判明した。

また、本年 6 月 8、9 日に浜松市で新たに確認された個体についても、昨年 10 月の個体と 100% 同じ塩基配列であった。

(2) 現地関係者等からの聞き取り調査

アリモドキゾウムシが確認された地点周辺の生産者や外国人技能実習生等の計 280 名を対象に聞き取り又はアンケート形式の調査を実施した。うち 215 名から回答があり、さつまいもや空心菜等の寄主植物の持ち込みに関する設問に対し、発生国・地域からの寄主植物の持ち込みに関する情報は得られなかった。また、周辺の生産者のさつまいも種苗

の入手先についても調査したが、発生国・地域からのさつまいも種苗の入手に関する情報は得られなかった。

以上のとおり、今回の調査では、侵入原因の特定には至らなかった。

4. 緊急防除の解除について

(1) 緊急防除の解除の判断

防除対策の実施状況を踏まえ、学識経験者から、緊急防除の解除を判断することについて、以下のとおりの意見が示された。

- 本年の夏期の高温により、アリモドキゾウムシの発育遅延が起こっている可能性があり、2世代相当期間が変化している可能性もある。
- 7月末に寄主植物の除去が完了したものの、その後、寄主植物の再生がないことを確認するには期間が短いため、さつまいも残渣やノアサガオ等の寄主植物の取り残しがある可能性があり、その場合、残存虫が潜伏している可能性が否定できない。
- このため、更に当面の間、寄主植物の除去を継続し、さつまいも残渣等を完全に除去することが重要である。
- アリモドキゾウムシが活動を継続し得る11月下旬頃までは、寄主植物の除去とトラップ調査を継続し、アリモドキゾウムシの残存がないことを確認したのち、緊急防除の解除を判断すべき。

これらの意見を踏まえて検討した結果、以下のとおり対応することが妥当とされた。

- ①アリモドキゾウムシの潜伏リスクを下げるため、下記(2)に示す防除対策を継続すること。
- ②緊急防除の解除を判断するタイミングとしては、最終確認日から3世代相当期間が経過した時点とし、寄主植物の再生がないことを確認するため、定期的に巡回調査を実施すること。

(2) 継続すべき防除対策

(1)の判断により、当面、緊急防除を継続することとするが、特に以下の点を重視して対応することが妥当とされた。

- ①アリモドキゾウムシの寄生リスクの高いさつまいもの再生を確認した場合は、寄生の有無を確認の上、確実に除去し、所有者又は管理者の了解が得られれば、殺虫剤を散布すること。

- ②ノアサガオ等の寄主植物（さつまいも、海岸のハマヒルガオを除く。）の再生を確認した場合は、必要に応じて寄生の有無を確認の上、確実に除去し、所有者又は管理者の了解が得られれば、殺虫剤や除草剤を散布すること。
- ③海岸のハマヒルガオの再生を確認した場合は、必要に応じて寄生の有無を確認の上、適切に除去すること。

（3）新たにアリモドキゾウムシが確認された場合の対応

今後、緊急防除の解除を判断するまでの間に、トラップ調査又は寄主植物調査の結果、アリモドキゾウムシが新たに確認される可能性も想定されるが、その場合の対応について、以下の見解が示された。

- 発生の原因を調査し、必要に応じて防除対策の強化を検討する。
- アリモドキゾウムシの最終確認日から2世代相当期間の間、本虫が確認されないこと及びその他の情報を踏まえて、発生が終息したと考えられる場合に、学識経験者の意見を聴いた上で緊急防除の解除を判断することとする。

（なお、今後新たにアリモドキゾウムシが確認された場合、2世代相当期間に冬の低温の期間が含まれるため、2世代相当期間が経過する日が来年6月以降になり、令和6年もさつまいもの作付け禁止等の措置が継続することとなる。）

以上